

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	交通バリアフリー設備の特別償却制度		
税目（条文番号）	所得税・法人税（租税特別措置法第 13 条第 3 項、第 46 条の 2 第 2 項、第 68 条の 31 第 2 項）		
見 直 し の 内 容	<p>高齢者・障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための駅（停留場を含む）のバリアフリー化工事や、低床型路面電車・バス・航空機の車両等の導入を促進するために導入した、バリアフリー設備（駅に設置されるエレベーター）や、バリアフリー設備（乗降用リフト、乗降用スロープ、可動式ひじ掛け等）を有する車両等に係る特別償却制度を廃止する。</p> <p>○対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅のエレベーター（法人税） 特別償却率：取得価額の 15% ・ 低床型路面電車（法人税） 特別償却率：基準取得価額の 20% （基準取得価額 取得価額の 40%相当額） ・ リフト付きバス、ノンステップバス（所得税、法人税） 特別償却率：基準取得価額の 20% （基準取得価額 取得価額の 40%相当額） ・ バリアフリー対応型航空機（法人税） 特別償却率：基準取得価額の 20% （基準取得価額 取得価額の 20%相当額） 		
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+3,054 百万円 （▲200 百万円）	

廃止又は縮減の理由

【駅のエレベーター、低床型路面電車】

平成 18 年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、公共交通機関のバリアフリー化を推進する必要があるところ、高齢者、障害者等の移動等円滑化に資する鉄道駅におけるエレベーター、低床型路面電車の整備は、公共交通事業者にとって、導入費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない採算性の悪い投資であることから、税制上の特例措置の延長を行い、その整備の促進を図ってきたところ。

5000 人以上駅のバリアフリー化については 22 年までに原則 100% 行うことを目標に進められ、相当程度進捗したこと（22 年度末で 9 割弱となる見込み）等に伴い、本特例については適用予定も少なく、一定の役割を果たしたと考えられるため、廃止する。

また、低床型路面電車については、過去 2 年間適用実績が無く、今後の適用予定も少ないため、廃止する。

【ノンステップバス、リフト付きバス】

バリアフリー新法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進にあたり、新たに取得するバリアフリー設備に対する所得税、法人税の特例措置を平成 10 年度に創設するとともに、ノンステップバス等の導入の促進を図ってきたところ。

しかしながら、昨今の景気低迷による事業収支の悪化や投資の抑制などに伴い特例措置の利用件数が伸びなかった。

このため、予算による支援措置の強化等を要求することとし、本特例措置については廃止することとした。

【バリアフリー対応型航空機】

バリアフリー新法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進にあたり、平成 18 年度に、新たに取得する航空機のうちバリアフリー対応型航空機に係る特別償却制度を創設し、その導入促進を図ってきたところ。

バリアフリー対応型航空機は着実に導入が図られてきており、今後とも、航空機の代替が進むなかで、導入実績は、着実に伸びていくものと考えられる。

本特別償却制度は、バリアフリー対応型航空機導入の契機となり、実績を上げたところである。今後は、各事業者による自主的な導入が期待できることから、本特例措置は、一定の役割を果たしたものと考えられるため廃止する。